平成２３年（フ）第４２号
茨城県神栖市波崎8542番地　関根アパート206号
破産者　白土　勝康
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第３０３号
茨城県猿島郡境町大字栗山410番地２
破産者　古田　安子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３７２号
茨城県常総市新石下3968番地２、前住所茨城県常総市新石下329番地
破産者　相川　喜平
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第７１号
茨城県常総市水海道宝町2752番地１
破産者　北村　　守
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９５号
埼玉県大里郡寄居町大字用土2519番地12
破産者　石川　悦男
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６７７号
神奈川県鎌倉市手広１丁目10番25号
破産者　菅原　和夫
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７８号
神奈川県鎌倉市手広１丁目10番25号
破産者　菅原　峰子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３３号
神奈川県大和市大和東３丁目11番27号　郵政省大和ハイツ202号
破産者　高井舞衣子（旧姓林・岡田）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
長野県飯田市今宮町１丁目14番地　喜楽荘Ａ２号、開始決定時の住所長野市篠ノ井二ッ柳632番地３　安藤由美子方
破産者　佐々木優子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４号
長野県佐久市瀬戸453―64　シャルマン佐久平Ｂ103、申立時の住所・住民票上の住所長野県東御市滋野乙2954番地８
破産者　佐藤百合花（旧姓升田・甲斐）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４号
長野県上田市保野292番地
破産者　保屋野孝子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１３０号
大阪府岸和田市尾生町1113番地の６
破産者　田村　重典
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
大阪府貝塚市東山１丁目28番１号
破産者　貫戸　政男
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
大阪府岸和田市野田町２丁目12番４―501号、前住所大阪府岸和田市南町５番２号
破産者　杉本　和甲
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３５５号
大阪府岸和田市野田町２丁目12番４―501号、前住所大阪府岸和田市南町５番２号
破産者　杉本　　明
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市摩湯町447番地の１、前住所大阪府岸和田市摩湯町447番地
破産者　吉川美智子（旧姓堤）
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
大阪府貝塚市小瀬40番地１　エルンテ203号、前住所大阪府貝塚市窪田126番地４　シャルマンフジ二色の浜413号
破産者　小宅　秀夫
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
神戸市中央区橘通２丁目３番７号　プレサンス神戸裁判所前505、開始決定時の住所神戸市北区松宮台１丁目５番地の５
破産者　小野田悦子
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６２号
神戸市灘区六甲台町10番９―201号、従前の住所神戸市灘区赤坂通８丁目10番12号ジークレフ赤坂山手203号
破産者　濱村　康二
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部